

(受資活7-1)

本庁舎洋式トイレ温水洗浄機能化改修工事

現場説明書

宇 治 市

I 一般事項

1. 工事概要

工事名称	(受資活7-1) 本庁舎洋式トイレ温水洗浄機能化改修工事	
工事場所	宇治市宇治琵琶33番地	
工事期間	入札通知書による。	
規模構造	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上8階建(塔屋2階)	
建築面積	4,426.293 m ²	
延床面積	18,873.79 m ²	
工事範囲	トイレ便座改修工事	一式
	トイレ・廊下天井改修工事	一式
	上記に伴う機械設備工事	一式
	上記に伴う電気設備工事	一式
	上記に伴う撤去・処分	一式

2. 施工に係る条件

1) 安全・災害防止対策等

- ① 工事車両等の進入・退出・停車等に当たっては十分な注意を払い、通行者等の安全を第一に図ること。
- ② 資材の搬入・搬出時には、土砂・木片等が飛散しないよう注意するとともに、タイヤ等に付着した土砂によって道路汚損等のないように注意すること。
- ③ 道路等を汚損した場合は速やかに清掃等の復旧を行うこととし、工事期間中の進入・退出路に係る維持管理(舗装・構造物等の保護養生及び補修等)は受注者で行うこと。
- ④ 工事場外においても駐車違反・速度制限・積載制限等交通法規を遵守し、事故防止に万全を期すこと。
- ⑤ 協力業者及び資材納入業者等にも指導を徹底すること。
- ⑥ 工事により周囲の建物や工作物に汚損等が生じた場合は、受注者の責任で誠意を持って解決に努めること。
- ⑦ 工事用車両(関係車両全て)について、不正改造車の使用を排除すること。

2) 施工計画等

① 仮設工事

設計図書等をもとに仮設計画を行い、確実な仮設工事を行うこと。特に、工事車両の出入り及び時間等については、当該施設運営管理者等と十分打合せを行い交通安全管理に配慮する。

② 工事名称等の表示

工事名称等の表示は関連工事の受注者と協議の上、監督職員の指示する場所に掲示のこと。

3) 工事場内外の管理

工事場内の資材の保管等については受注者において十分な管理を行うこととし、各工種・工程における廃材・ゴミ等についても、行為者を問わず受注者の責任において遅滞なく処理すること。

工事排水についても管理を徹底し、周辺排水路等に土砂等を流した場合は速やかに清掃を行うこと。

4) 休日及び作業時間

本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する、週休2日促進対象工事である。

行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日（以下一から三項）に工事の施工を行わない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

作業時間 平日一般 : 午前8時30分～午後5時00分

を原則とし、事前に施設管理者・施設入居者・近隣自治会等と調整すること。

5) 建設現場一斉閉所

受注者は、近畿地方整備局管内で実施する、毎月第2・第4土曜日の建設現場一斉閉所に取り組むものとする。また、毎月第2・第4土曜日の現場閉所状況について、工事進捗状況報告書により報告すること。

なお、現場閉所の確認ができなかった場合における減点は行わない。

6) 関連工事との協力

別途発注工事 _____ 電気設備工事

_____ 機械設備工事

_____ 昇降機設備工事が発注される予定。

・円滑な工事の進捗と安全管理を図るため、関連工事の受注者と協力して工事安全協力会を組織すること。同協力会で要する経費については各社応分の負担を行うこと。

・NTT関連工事の実施時期については、十分調整を行い、引渡しまでに全ての作業が終わるよう配慮すること。

7) 仮囲い等

工事範囲内において工事用進入路確保のため行う鉄板敷き等の必要な措置は、受注者で

行うこと。

また、仮囲い等については、設計図書等をもとに確実にを行うこととするが工事途上で屋外工事等のために仮囲い等の移設・一時撤去復旧が必要となった場合は、関連工事と十分な調整を行うこととし、必要に応じてフェンスバリケード(シート貼り共)等により工事範囲の明示と安全の確保を行うこと。詳細については仮設計画図による。

8) 交通誘導員の配置

- | | | |
|-------------|----------|---------|
| ・ 常 時 | 交通誘導警備員A | 〇〇名/日 |
| | 交通誘導警備員B | 1名/日 |
| ・ 資材搬出入が多い日 | 交通誘導警備員A | 〇〇名増員/日 |
| | 交通誘導警備員B | 1名増員/日 |

※必要に応じ現場周辺要所に配置

- ・ 配置時間は作業開始前後の準備・移動時間を含むものとし、昼の休憩時間も適宜配置のこと。

注) 交通誘導警備員Aは、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）に基づき交通誘導警備検定合格者（1 級又は 2 級）とする。

3. 積算に係る条件

1) 積算基準の適用について

本工事の積算に当たっては、以下の基準を適用している。

① 共通費

公共建築工事共通費積算基準（令和 6 年改定）

本工事の共通仮設費率、現場管理費率は以下の率を採用している。

建築工事（とりこわし工事以外）	○新営建築工事	●改修建築工事
とりこわし工事	○新営建築工事	
電気設備工事	○新営電気設備工事	●改修電気設備工事
機械設備工事	○新営機械設備工事	●改修機械設備工事
昇降機設備工事	○昇降機設備工事	

② 標準単価

公共建築工事標準単価積算基準（令和 6 年版）

2) 週休 2 日促進工事における労務費の補正

本工事の積算に当たっては、「宇治市建築工事等における週休 2 日促進工事試行要領」に基づき、月単位の 4 週 8 日休以上を前提とし労務費を補正している。

月単位の 4 週 8 日休以上に満たない場合はその達成状況に応じて、労務費の補正係数を変更または除し、請負代金のうち労務補正分を減額変更する。

総合評価競争入札の施行工事であって、週休2日促進工事の取組に係る加算点を申請しない上で落札した場合も、同様の取扱いとする。

4. 現場作業条件等について

1) 工事用水・電力について

本工事に必要な電力、工事用水は既存の施設を利用することができる。
なお、当該施設を利用する場合は、当該施設管理などに支障をきたさぬように節電、節水に努める。

①本工事に必要な仮設配線、用水配管は受注者の負担とする。

②工事用電力を既存施設から利用する場合は、電灯・電力とも余裕電力が少ないため、監督職員と十分に協議して仮設電気容量を決める。

なお、電気溶接機等の消費電力が大きい機器類は既存施設から利用しない。

③仮設分電盤内に漏電遮断器を取り付けて事故の防止に努める。

④既設コンセントより電動工具類を使用する場合は、漏電遮断器付コードリールまたは、漏電遮断器を通じて使用する。

2) 工事着手日について

契約後速やかに施設関係者などや監督職員と工事工程、施工方法について十分協議を行い、承諾を得た上で現場着手とする。

3) その他注意事項について

○工事手順について

本工事は当該施設の運営をしながらの改修工事となるため、利用頻度の高い1,2階部分を施工する際は、1階東側トイレを施工中は1階西側トイレと2階東側トイレが利用できるようにするなど、同フロアかつ同方位での施工を避ける工程とすること。

○停電・断水・騒音を伴う作業について

施設運営に支障がでないよう、同作業については資産活用推進課や監督職員等と調整の上、原則休館日に実施する。

○休館日について

土曜日、日曜日、祝日であるが、休館日であっても職員のほかに市民の来庁があるため安全には十分注意する。

○資材搬出入について

資材等を搬出入する際は施設利用者に配慮すること。

○禁煙について

敷地内は禁煙とする。

5. その他一般事項

- ① 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の定めに従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げ、所定の様式により監督職員に提出する。また、施工体系図においては、すべての下請負人及び警備業者を記載する。なお、施工体制台帳には監督職員が指示する書類を添付して提出する。
- ② 受注者は、宇治市が指名停止処置を行っている第三者に対して宇治市の契約についての全て、若しくは一部を下請、受託させてはならない。
- ③ 建設業退職金共済制度
受注者は建設業退職金共済制度（建退共）に加入の上、掛金収納書を提出する。工事現場には「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」を掲示し、工事完成時には「建退共運営実績報告書」、「労働者の就労日報」及び「共済証紙受払簿」を提出する。また、下請負人に対しても同共済制度加入を奨励する。
- ④ 技能士の適用について
受注者は各種工事の職種を問わず、積極的に「技能士」適用に努めること。
- ⑤ 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況について
受注者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。
- ⑥ 建設工事保険等
受注者は、工事目的物・工事材料等を建設工事保険等（第三者保険を含み、火災による損害が見込まれる場合は火災保険を含む）に付し、その保険証書の写し又はこれに代わるものを提出する。なお、その保険の加入期間は、工事着工の時から、工事完成期日後14日迄とする。
- ⑦ 労災補償に必要な法定外の保険契約について
受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第35号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）に付する。
- ⑧ 工事实績情報
受注者は受注時、変更時及び完成時の各時点において、あらかじめ登録内容について監督職員の確認を受けた上で、それぞれ10日以内に（一財）日本建築情報総合センターへ工事实績情報サービス入力システム（CORINS）の登録申請を行う。
また、登録後、直ちに登録されたことを証明する資料を監督職員に提出する（作成、登録等に伴う費用は受注者の負担とする。）
- ⑨ 軽微な変更については、請負金額の増減は行わない。
- ⑩ 騒音・臭気等が発生する工事については、作業時間・日時について当該施設運営管理者と協議し、施設の運営管理等に支障をきたさぬよう配慮する。

- ⑪ 使用材料は、設計図書に記載されたもの又は同等品とする。同等品とする場合は、事前に監督職員にカタログ等資料を提出し、承認を受ける。
- ⑫ 電動工具類は、整備された工具を使用し、安全性に責任を持ち管理する。
- ⑬ 工事完成時には、社内検査を実施する。
- ⑭ 本工事は市の行う完成検査に合格し、工事目的物引渡書の提出をもって完了とする。

II 特記事項

1. ~~セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する取扱いについて~~

~~本工事は、「六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。~~

~~なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。~~

~~また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合には、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。~~

六価クロム溶出試験対象工種及び検体数

地盤改良工	固結工	：配合設計段階	検体、施工後段階	検体
同上	表層安定処理工	：配合設計段階	検体、施工後段階	検体
同上	路床安定処理工	：配合設計段階	検体、施工後段階	検体
舗装工	各種舗装工	：配合設計段階	検体、施工後段階	検体
仮設工	地中連続壁工	：配合設計段階	検体、施工後段階	検体
合計				検体

タンクリーチング試験対象工種及び検体数

地盤改良工	固結工	：配合設計段階	検体、施工後段階	検体
同上	表層安定処理工	：配合設計段階	検体、施工後段階	検体
同上	路床安定処理工	：配合設計段階	検体、施工後段階	検体
舗装工	各種舗装工	：配合設計段階	検体、施工後段階	検体
仮設工	地中連続壁工	：配合設計段階	検体、施工後段階	検体
合計				検体

※検体数は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験

要領による。

~~※試験により溶出量が土壌環境基準を超える場合、溶出量の少ない固化材の使用や配合設計の見直し等を行うこと。~~

2. 排出ガス対策型建設機械の使用について

1) 施工現場において使用する建設機械が排出ガス対策型建設機械であることを確認できる写真を撮影し、監督職員に提出すること。

2) これにより難しい場合（受注者の都合による場合を除く）は、監督職員と協議の上、設計変更等の処理を行うものとする。

3) その他、本工事で使用する建設機械等については、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(オフロード法)」を適用する。

機 種	備 考
・バックホウ ・ブルドーザ ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （基礎工事用機械※の内、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ	・トラクタショベル（車輪式） ・発動発電機（可搬式） ・ホイールクレーン ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上、260kW 以下）を搭載した建設機械に限る

3. 産業廃棄物運搬車両の表示等

工事現場から産業廃棄物を運搬する車両（自己運搬を含む）には、法令*に従い車両側面への表示及び書面の備付けを行うこと。

※法令*：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）」

施行令第6条第1項第1号

4. 産業廃棄物税について

「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という）は京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においてもリサイクル後の処理残滓（ザンサイ）等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。(産廃税も本工事に含む)

5. 枠組足場の設置工法等について

足場等は、労働安全衛生法・建築基準法・建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令に従い適切な材料および構造のものとし、適切な保守管理を行う。高所作業車使用时含む。

また、仮設計画を作成し監督職員と協議を行う。近接する他の部材や工作物の部分を損傷しないようにメッシュシート又は工事用シート等で養生を行う。外部足場については、手摺先行型枠組本足場(W=900以上)とする。

足場の設置に関しては、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省平成15年4月制定・平成21年6月1日改正)」に基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保する。

また、外部足場には昇降足場を設置する。

6. ~~特別管理産業廃棄物管理責任者について~~

~~アスベスト除去など特別管理産業廃棄物を生じる工事において排出事業者(元請負業者)は工事現場ごとに「特別管理産業廃棄物管理責任者」(以下「特管物管理責任者」という。)-を設置すること(廃掃法第12条の2第8項)。特管物管理責任者の資格者を選任できない場合は、当該工事担当者が工事着手までに特管物管理責任者に関する講習会を受講するか、下請業者等の従業員の中の同講習会修了者を特管物管理責任者として選任すること。~~

~~その際、産業廃棄物の処分責任は排出事業者(元請業者)にあるという処分責任の所在を明確にするため、下請業者との契約書の中に次の内容を盛り込み、契約書の写しを提出すること。~~

- ~~元請業者と下請業者との間で「特別管理産業廃棄物管理責任者」が従事する業務内容について明確かつ詳細に取り決めたもの。~~
- ~~元請業者と下請業者との間で廃掃法に定める排出事業者に係る責任が元請業者に帰することが明確にされていること。~~
- ~~また上記業務内容について元請業者が適正な廃棄物処理に支障を来すと認める場合は、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を変更できること。~~

~~また、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置について事前に設置報告書を提出すること。~~

※特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会を受講する場合

問合せ先：~~公益社団法人 京都府産業資源循環協会~~ Tel.075-694-3402

7. 石綿事前調査結果の報告について

建築物や工作物の解体等の作業を行うときは、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等関係法令に基づき適切に石綿含有の事前調査を実施し、監督職員に報告すること。建築物（及び工作物）の事前調査は必要な知識を有する者に実施させること。

また、一定規模以上の建築物又は工作物の解体工事では、労働基準監督署に事前調査結果の報告を行うこと。

なお、報告は原則として石綿事前調査結果報告システムから電子申請で行うこと。

【石綿事前調査結果報告システム】 <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>

~~8. フロン排出抑制法の遵守について~~

~~建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する建設工事において、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）で定める第一種特定製品の設置の有無について確認を行い、発注者へ書面を交付して説明すること。また、交付した書面の写しを交付した日から3年間保存すること。~~

9. 環境等の保全

- 1) 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
- 2) 原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。
建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等
建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等
- 3) 調整池（沈砂池）の設置や大規模な裸地の出現防止のため段階的に工事を行う等、流末の水環境の保全を図ること。
- 4) 地域における伝統的行事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

~~10. 再生コンクリート砂を利用する場合の環境対策~~

~~再生コンクリート砂を使用する場合は、事前に監督職員と協議した上で、六価クロム溶~~

~~出試験を実施し、試験結果を提出するものとする。~~

~~なお、試験方法は、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）によるものとする。試料は、使用する再生コンクリート砂として、各工事で1購入先当たり1検体の試験を行う。~~

~~なお、六価クロム溶出試験に必要な費用は、受注者が負担するものとする。~~

11. 届出等

1) 受注者は、工事の施工に当たり、暴力団等からの不当要求又は工事妨害等を受けた場合は、速やかに所轄の警察署に届け出るとともに監督職員に報告すること。

2) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求又は工事妨害等の排除対策を講じること。

12. 不正軽油使用防止の徹底

受注者は建設機械等の燃料としての軽油はJ I S規格軽油以外のものを使用してはならない。

また、下請負人等に対しても不正軽油使用防止の指導・監視を徹底する。受注者は、京都府税務調査員による燃料検査に協力しなければならない。

13. 調査・試験等に対する協力

1) 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。

2) 受注者は、工事期間中の埋蔵文化財包蔵地における掘削等の立会い等、関係機関からの依頼に協力しなければならない。

3) 受注者は、当該工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次のような協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

① 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。

② 調査票を提出した事業所が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。

③ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

④ 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）が前号と同様の義務を負う

旨を定めなければならない。

- 4) 受注者は当該工事が諸経費動向調査・施行合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
- ~~5) 受注者は、意図伝達業務受託者及び工事監理業務受託者の求めにより部分払いのための出来高確認が必要な場合には、当該工事における出来高確認に必要な出来高内訳書作成等の協力をすること。~~

14. 過積載による違法運行の防止について

- 1) 積載重量制限を超えて工事用資機材及び土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2) 運搬管理表を作成し、報告すること。

15. 建設副産物の取扱い

1) 建設リサイクル法に基づく届出等について

受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第の対象となる工事の場合、監督職員の求めに応じ記載に必要な事項を提示すること。

2) 再生資源利用計画書について

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

3) 受領書の交付について

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

4) 再生資源利用促進計画について

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

~~5) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等について~~

~~受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。~~

~~また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。~~

~~6) 建設発生土の運搬を行う者に対する通知について~~

~~受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、上記「4) 再生資源利用促進計画について」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と上記「5) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等について」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。~~

~~7) 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等について~~

~~受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。~~

8) 実施書について

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。

9) 再生資源利用〔促進〕計画・実施書について

再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及びその実施状況を記載する様式については、国土交通省ホームページ

(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)に掲載の再生資源利用〔促進〕計画様式

(建設リサイクル報告様式兼用) (EXCEL形式) を使用し、自社で工事完成後5年間保管すること。

提出は、紙1部及び上記ホームページに掲載の様式を用いて作成した電子データとする。ただし、建設副産物情報交換システムを利用の場合は、紙1部を提出すること。

10) 発生材処分、工事に伴う撤去材

撤去材・発生材は、場外搬出し関係法令を遵守し処理するものとし、「廃棄物処理

計画書（報告書）」を適時提出する。同計画書には、当該廃棄物の処分業の許可証の写し、受注者と処分業者の契約書の写しに加えて、処分地の位置図及び経路図を添付する。また廃棄物を委託して運搬する場合は、該当する収集・運搬業の許可証（搬出地と搬入地）の写しと受注者と運搬業者との契約書の写しを添付する。同報告書には処分したことが判明する資料として、運搬管理表（又はマニフェストの写し）及び写真等を添付する。

本工事の施工により発生するアスファルト塊、コンクリート塊及び木材は再資源化施設に搬出する。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による産業廃棄物の収集運搬車に係る表示及び書面添え付けを行う。

工事完了時に産業廃棄物の収集運搬車両への表示状況が確認できる写真を提出する。

11) ~~建設発生土の処分~~

~~建設発生土を搬出する場合は「残土処理計画書（報告書）」を提出する。同計画書には処理場所の位置図及び経路図、受入承諾書を添付する。同報告書には処分したことが判明する資料（受入証明書）及び写真等を添付する。運搬管理表を作成し、監督職員に提出すること。~~

12) 指定副産物の処分地（再生資源化施設等）について

本工事の施工により発生するアスファルト塊、コンクリート塊及び木材は再資源化施設に排出する。

16. 化学物質を発散する建築材料等の使用制限

本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1) から5) を満たすものとする。

- 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- 2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- 3) 接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

とする。

4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

5) 上記1)、3)及び4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

※なお、ホルムアルデヒドを発散しないものとは発散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの発散が極めて少ないものとは発散量が第三種のもをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。

17. 化学物質の室内濃度測定に係る特記事項

1) 測定箇所

●建物内 () 箇所 ○屋外 () 箇所

なお、測定する箇所(室)の特定については、監督職員の指示による。

2) 測定物質

測定	測定物質	基準値
●	ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm) 以下であること
●	トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm) 以下であること
●	キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm) 以下であること
●	エチルベンゼン	3,800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm) 以下であること
●	スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm) 以下であること
	パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm) 以下であること

※●を測定すること。

3) 採取条件

- ① 日照が多いことその他の理由から、測定の対象となる特定測定物質の濃度が相対的に高いと見込まれる箇所(室)において、採取を行うこと。
- ② 測定は中央付近の床から概ね1.2m~1.5mの高さにおいて採取すること。
- ③ 測定する箇所の全ての窓及び扉(造付家具、押入等の扉を含む)を30分間開放し、当該箇所の外部に面する窓及び扉を5時間以上閉鎖した後、採取すること。この間、当該測定箇所への出入りは最小限にとどめ、かつ、迅速に行うこと。な

~~お、連続的な運転が確保できる全般（24時間）換気のための設備を有する箇所にあっては、当該換気設備を稼働させ、かつ、当該換気設備に係る給排気口を開放すること。~~

~~（注）5時間以上閉鎖の間に採取を開始してはならない。~~

~~④ 採取を行う時間が24時間未満である場合にあっては、その中央の時刻が午後2時から午後3時までの間となるように採取時間を設定すること。~~

~~（採取時間は、原則として24時間とする。ただし工程等の都合により、24時間測定が行えない場合は、8時間測定とすること。）~~

4) 測定方法

● ~~パンプ形採取機器を用いる方法~~

○ ~~検知管法~~ ○ ~~検知紙法~~ ○ ~~定電位電解法~~ ○ ~~吸光光度法~~

○ ~~測定方法は、平成13年国土交通省告示第1347号に基づく評価方法基準の「第5-6-3（3）ロ」に定められた方法、機器によること。~~

5) 厚生労働省が定める指針値を超えた場合の措置

● ~~発散源を特定し換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。~~

6) 報告書の提出

~~採取に当たっては、採取年月日・採取条件を記録しておき、測定物質及び箇所（室）ごとに「化学物質の室内濃度測定結果等報告書」を作成し、各採取機器分析機関による分析結果にて指針値を下回ることを確認の上、完成検査時に提出すること。~~

~~測定値が指針値を上回ったときの再測定は本工事において行うこと。~~

~~[報告書作成に当たっての注意事項]~~

~~① 「内装工事完了年月日」欄には、造付け家具の取付けその他これに類する工事を
含む内装工事が完了した年月日を記入すること。~~

~~② 「測定器具の名称」欄には、採取器具の名称を記入すること。~~

~~③ 「製造者」欄には、採取器具の製造者の名称を記入すること。~~

~~④ 採取が2日以上に渡った場合は、「採取年月日」欄に採取開始日及び採取終了日
を並記し、「採取時刻」欄には採取開始日における採取開始時刻と採取終了日
における採取終了時間を並記すること。~~

~~⑤ 「室温」及び「相対湿度」欄には、採取開始時刻から採取終了時刻までの間の平
均値を記入すること。~~

18. 週休2日促進工事について

【発注者指定方式】

- 1) 本本工事は、発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進対象工事（発注者指定方式）である。
- 2) 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、月単位の週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取組みを行うこと。
- 3) 「宇治市建築工事等における週休2日間促進工事試行要領」に従い、現場閉所（現場休息）の状況を確認し、月単位の4週8休以上に満たない場合はその達成状況に応じて、労務費の補正係数を変更又は除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。
- 4) 月単位又は通期の週休2日を確保したと認められる場合、工事成績評定において評価する。また、通期の週休2日を確保したと認められない場合、工事成績評定において評価しない。
なお、明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、内容に応じて工事成績評定において点数を減ずる措置を行うことがある。
- 5) 「宇治市建築工事等における週休2日間促進工事試行要領」の詳細は宇治市ホームページで確認すること。

19. ~~建設発生土の搬出について~~

~~【指定地処分】~~

- ~~1) 建設発生土については、城陽山砂利採取地整備公社へ運搬すること。~~
- ~~2) 前項に関する受入条件は、以下のとおりとする。~~
~~これにより難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとする。~~
 - ~~①受入不適なもの~~
~~工作物の除去等に伴って生じたアスファルト片、コンクリート塊、その他これに類する不要物等の産業廃棄物に類する物。~~
 - ~~②受入期間~~
 - ~~・受入日は、月曜日から土曜日とする。~~
 - ~~・日曜日、祝日及び公社が受入れできない特別の場合（年末、年始（12/29～1/5）、夏期休日（8/15・8/16）、台風等）は、休業日とする。~~
 - ~~・受入時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。~~
 - ~~③土壌分析調査等について~~
~~事前に公社指定の土壌分析調査に適合する必要がある。~~
~~その費用は、受注者において負担すること。~~

~~【指定地処分】~~

- ~~1) 建設発生土については、〇〇〇〇「連絡先：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇」に運搬するも~~

~~のとし、受入条件は、発生土状況から受注者にて確認し、処分するものとする。
確認の結果、これにより難しい場合は、監督職員の指示によるものとする。~~

④土壌分析調査結果の提出

~~京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下、「土砂条例」という。）により許可を受けており（受ける予定であり）、残土の受入には土砂条例施行規則第7条に規定する調査が必要となる。受注者は土砂条例施行規則第7条第3項及び第4項に規定する土壌調査（28項目）を行う。~~

20. その他

1) 官公庁その他への手続き

工事の施工に必要な官公庁その他への手続きは、受注者の責任において速やかに行うものとする。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。

2) 受注者は工事完了時に、工事敷地内及び車両通行部分は、必要に応じ砂を搬入し、整地を行う。既設コンクリート舗装、アスファルト舗装等の損傷箇所については、原状復旧する。

3) 電気・機械設備工事

工事着工に際し、事前に必要な機器（照明機器・放送設備・空調機器・受信設備等）器具の機能確認を行い、その結果を書面にて監督職員に報告する。

21. 完成図書

完成に際しては以下の図書を提出する。

名称	内容	サイズ	部数
完成図(背張り製本)	特記仕様書・完成図・施工図	A2版	2部
完成図書	機器完成図・機器保証書・取扱説明書・各種試験成績書・諸官庁提出書類(写)	A4版	2部
諸官庁提出書類	副本		一式
完成図データ	CADデータ(ファイル形式は任意とするが、JWW形式で出力したものを添付する)、PDF	CD-R	1部